

## 大熊町社会教育複合施設整備検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 大熊町内に社会教育複合施設(以下「施設」という。)を整備するに当たり、大熊町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が策定する各種計画や施策を評価し、必要な技術的、学術的検討を行うことを目的に、教育委員会に大熊町社会教育複合施設検討委員会を置く。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 施設の構想及び計画策定に関すること。
- (2) 施設の整備、管理及び運営に関すること。
- (3) 施設の整備に向けて教育委員会及び大熊町が行う事業や施策に関すること。
- (4) その他施設整備に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者につき、教育長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験のある者 7人以内
  - (2) 町議会の議員 1人
- 2 委員の任期は2年とする。補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は他の委員の任期の残存期間と同一とする。
- 3 委員は再任することができる。
- 4 委員会の長は委員の互選とし、委員長は会議の議事運営に当たるものとする。

### (臨時委員等)

第4条 特別の事項を検討するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は教育長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する検討が終了したときは、解任されるものとする。

### (会議)

第5条 会議は必要があるときに認められるときに教育長が招集する。

- 2 会議は非公開とする。
- 3 会議の資料は、検討会終了後、速やかに大熊町役場ホームページにおいて公表する。
- 4 会議の議事録は、会議終了後、各委員の確認を経て、大熊町役場ホームページにおいて

公開する。

- 5 委員が会議に参加した場合には、学識経験のある者に対しては、大熊町謝礼金の支払基準(令和2年大熊町訓令第22号)に基づき、町議会の議員に対しては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年大熊町条例第34号)に準じて謝礼を支払うものとする。ただし、特別な事情がある場合には支出しないことができる。

(庶務)

第6条 委員会の事務局は、教育委員会に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は教育長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。